○外務委員会

条約（八件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1	国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	六三、三、四	六三、三、四（予）	六三、四、一三 承認	六三、四、一五 承認	六三、三、四	六三、三、一八 承認	六三、三、三 承認	
2	日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件	〃	三、四	三、四（予）	四、三 承認	四、二七 承認	三、四	三、五 承認	三、三〇 承認	
3	千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件	〃	三、四	三、四（予）	四、三 承認	四、二七 承認	三、四	三、五 承認	三、三〇 承認	
4	オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件	〃	三、四	三、四（予）	四、二六 承認	四、二七 承認	三、四	四、一 承認	四、二 承認	
5	核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	三、四	三、四（予）	四、二八 承認	五、二 承認	三、四	四、三 承認	四、二四 承認	
6	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件	参	三、四	三、四	四、三 承認	四、一五 承認	三、四（予）	四、二七 承認	四、二八 承認	

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
8	原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	三、一一	五、一三	承認 五、二四	承認 五、二五	四、一三	承認 五、一一	承認 五、一二	
7	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	衆	六三、三、一一	六三、四、二七	承認 六三、五、一三	承認 六三、五、一三	六三、三、三一	承認 六三、四、一三	承認 六三、四、一六	衆本会議趣旨説明 六三、三、三一 参本会議趣旨説明 四、二七

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
10	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六三、二、二	六三、二、四（予）	可決 六三、四、二六	可決 六三、五、一二	内閣 六三、二、二	修正 六三、四、一九	修正 六三、四、三	

番号	件名	提出者	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
108 国会 3	国際開発協力基本法案	中西珠子君外一名（六二、五、二）			六二、五、二	継続審査					

国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

この改正は、国際復興開発銀行（世界銀行）における加盟国の出資比率の調整を背景として、一九八七年（昭和六十二年）六月に同銀行の総務会で承認されたもので、協定の改正の効力発生に必要な受諾加盟国の投票権数の総投票権数に占める割合を五分の四から八五％に引き上げることを定めている。

委員長報告

七〇ページ参照

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

要旨

国際熱帯木材機関は、「千九百八十三年の国際熱帯木材協定」により設立され、一九八六年（昭和六十一年）七月の第一回理事会において、機関の本部を我が国の横浜に置くことを決定した。この協定は、機関がその本部において十分かつ能率的に任務を遂行できるようにするため、一九八八年（昭和六十三年）二月二十七日に東京で署名されたものであって、主な内容は、次のとおりである。

一、機関は、法人格を有し、特に、契約の締結、動産、不動産の取得及び処分、訴えを提起する能力を有する。

二、機関の文書、施設は不可侵とする。

三、日本国政府は、適当な施設が無償で機関の用に供されるようにする。

四、一定の場合を除き、機関は訴訟手続の免除を享有し、また、機関の財産及び資産は行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収等の干渉を免除される。

五、機関は、すべての直接税を免除される。

六、機関の公用通信は検閲されない。

七、加盟国の代表は、身柄の逮捕の免除、公的資格で行った行動に関する訴訟手続（自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続等を除く。）の免除、文書の不可侵、出入国制限の免除等を享有する。

八、機関の事務局長は、日本国民でなく、かつ、日本国に

通常居住していない場合には、他の職員の享有する特権及び免除のほか、外交官に与えられる特権及び免除を享有する。

九、機関の職員は、公的資格で行つた行動に関する訴訟手続（自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続を除く。）の免除、文書の不可侵、出入国制限の免除、給料・手当に対する課税の免除等を享有する。

十、機関の専門家は、任務の遂行上行つた行動に関する訴訟手続（自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続を除く。）の免除、文書の不可侵等を享有する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際熱帯木材機関の本部協定であります。この協定は、国際熱帯木材機関の本部が横浜に設置されることに伴い、この機関がその本部において十分かつ能率的に任務を遂行できるようにするために作られたものでありまして、機関、その職員等の地位、特権及び免除について定めたものであります。

次に、千九百八十七年の国際天然ゴム協定であります。これは、千九百七十九年の国際天然ゴム協定にかわるものでありまして、天然ゴムの価格安定、供給の確保等のために緩衝在庫を設置し運用すること、天然ゴムに関する情報を収集すること等について規定しております。

最後に、オゾン層保護条約及びオゾン層破壊物質に関する議定書は、それぞれオゾン層の保護のために国際協力の枠組みを定めること及びオゾン層を破壊するおそれのある物質の消費、生産等を規制することを内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

この協定は、一九七九年の国際天然ゴム協定にかわるものとして、昨年三月、ジュネーヴで開催された国際連合天然ゴム会議で採択されたものであり、緩衝在庫の運用その他の措置を通じて天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的としている。一九七九年の協定との主な相違点は次のとおりである。

一、緩衝在庫に係る資金のための国際天然ゴム理事会による借り入れは行わないこととし、また、加盟国の債務は運営勘定への分担金の支払い、緩衝在庫勘定への拠出等に限定されることを明記した。

二、価格帯の検討の間隔を十八ヵ月から十五ヵ月に短縮するとともに、理事会が基準価格を改定する場合は、一定以上の幅をもつことを要することとした。

三、暫定的効力発生の要件を純輸出量及び純輸入量の、それぞれ七五%を占める輸出国及び輸入国による批准等とし、これまでの六五%を引き上げた。

委員長報告

前ページ参照

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

要旨

この条約は、一九八五年（昭和六十年）三月ウィーンにおいて作成されたものであり、議定書は、一九八七年（昭和六十二年）九月モントリオールにおいて作成されたものである。条約は、オゾン層の保護のための国際協力の枠組みを定めており、議定書は、オゾンの変化がもたらす悪影響を防止するためフロン等の物質を規制することについて規定している。条約及び議定書の主な内容は次のとおりである。

一、条約

1　締結国は、条約及び議定書に基づいて、オゾン層の変化が及ぼす悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる。

2　締結国は、自国の管轄または管理の下にある人の活動がオゾン層を変化させ、その結果悪影響が生じ得ることが判明した場合には、当該活動の制限または防止

のために適当な立法措置または行政措置をとり、政策の調整に協力する。

3　締約国は、人の活動がオゾン層に及ぼす影響及びオゾン層の変化が及ぼす影響に関する組織的観測、研究及び情報交換を通じて協力する。

二、議定書

1　締約国は、フロン等の規制物質について、一定のスケジュールに基づきその生産量及び消費量を規制する。

2　締約国は、規制物質、規制物質を含有する製品等の非締約国からの輸入を、一定の条件に基づき禁止または制限し、規制物質の生産用技術の非締約国への輸出を抑制する。

3　開発途上国である締約国は、規制措置の実施時期を十年遅らせることができる。

委員長報告

六六ページ参照

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

要旨

この条約は、原子力の平和的利用の進展に伴い、プルトニウム等の核物質の取扱量及び国際輸送量が近年増大していることにかんがみ、核物質を不法な取得及び使用から守ることを目的として、一九七九年（昭和五十四年）十月二十六日に採択され、一九八七年（昭和六十二年）二月八日に発効したものであって、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、平和的目的に使用される核物質であって、国際輸送中のものについて適用するが、核物質に係る犯罪行為の処罰等の一部の規定は、国内において使用、貯蔵、輸送されるものについても適用する。

二、締約国は、国際輸送中の核物質が自国の領域内、自国の管轄下にある船舶、航空機内にある場合には、その核物質に対し一定水準の防護措置をとる。

三、締約国は、一定水準で防護される保証を得られない限り、核物質の輸出及び非締約国からの輸入を認めてはならず、また、非締約国間で輸送中の核物質が自国の陸地、

内水、空港、海港を経由して領域を通過することを認めてはならない。

四、締約国は、自国の国内法により、核物質の窃取その他の不法な取得、その不法な使用、核物質を用いての脅迫、強要等、故意に行う核物質に関連する一定の行為を、その未遂及び加担行為とともに処罰すべき犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

五、締約国は、犯罪が自国の領域内、自国において登録された船舶、航空機内で行われる場合及び容疑者が自国の国民である場合には、自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

六、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、訴追のため事件を自国の権限のある当局に付託する。

七、締約国は、この条約に定める核物質の窃取等の犯罪を引き渡し犯罪とする。

八、この条約の効力発生の五年後に、条約の妥当性を検討するため、締約国の会議を招集する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約及び法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、核物質防護条約は、平和的目的に使用される核物質が、国際輸送中に不法に取得されたり、使用されることを防止するため、防護の義務、犯罪行為の処罰、容疑者の引き渡し等について規定したものであります。

次に、在外公館名称位置・給与法の一部改正案は、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育費が高額化している実情にかんがみ、子女教育手当について加算される限度額を引き上げることを内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

去る四月二十八日質疑を終え、採決の結果、条約は全会一致をもって承認すべきものと決定し、法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第六号）

要旨

この改正は、一九八七年（昭和六十二年）五月にカナダのレジャイナで開催された同条約の臨時締約国会議において採択されたものであり、その主な改正点は次のとおりである。

一、条約の締約国会議を定例化しその権限を拡大する。

二、財政規則を定め分担金制度を導入する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、水鳥生息湿地保全条約の改正は、この条約の実効性をさらに高めるため、条約の締約国会議を定例化し、その権限を拡大すること、財政規則を定め分担金制度を導入することなどを内容とするものであります。

次に、国際復興開発銀行協定の改正は、国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行において、一九八七年に加盟国の出資比率の調整が行われました。これとの関係で、協定の改正の効力発生に必要な受諾加盟国の投票権数が総投票権数の五分の四であったものを八五％に引き上げようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の吉岡委員より国際復興開発銀行協定の改正について反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、水鳥生息湿地保全条約の改正は全会一致をもって、また国際復興開発銀行協定の改正は多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

要旨

日米安保条約に基づく地位協定第二十四条についての現行特別協定は、昨年一月三十日に署名され、六月一日に効力が生じたもので、一九九二年（昭和六十七年）三月三十一日までの有効期間中、我が国が、在日米軍従業員に支給される調整手当等八種類の手当の支払いに要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担すること等を定めている。

この議定書は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の変化により、在日米軍経費が著しく圧迫されている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もつて在日米軍の効果的な活動を確保するため、現行特別協定を改正することについて、本年一月以来日米両国政府間で交渉が行われた結果、三月二日に署名されたものであり、その内容は次のとおりである。

一、現行特別協定第一条においては、我が国は、在日米軍従業員に支給される調整手当等の支払いに要する経費について、当該経費二分の一を限度として負担することと規定されているが、これを、当該経費の全部または一部を負担することに改める。

二、この議定書は、現行特別協定の効力の存続期間中効力を有する。

委員長報告

ただいま議題となりました日米安保条約に基づく地位協定第二十四条についての特別協定の改正議定書につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

在日米軍経費は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の一層の変化により、著しく圧迫されております。この議定書は、こうした事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、在日米軍の効果的な活動を確保するため、現行の特別協定を改正しようとするものであります。

すなわち、現行の特別協定においては、在日米軍従業員

に支給される調整手当等に要する経費は、我が国がその二分の一を限度として負担することとなっておりますが、これを全部または一部の負担に改めるものであります。また、この議定書は、現行の特別協定が効力を有する一九九二年三月三十一日まで、効力を有することとされております。

委員会におきましては、竹下内閣総理大臣、宇野外務大臣及び瓦防衛庁長官の出席を求め、現行の特別協定締結後一年足らずで改正を行う理由、地位協定における在日米軍経費の負担原則、労務費負担の今後の見通し等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

昨十二日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の松前理事より反対、自由民主党の宮澤理事より賛成、公明党・国民会議の黒柳委員より反対、民社党・国民連合の小西理事より賛成、日本共産党の立木委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

要旨

原子力分野における日米間の協力は、一九六八年（昭和四十三年）に締結され、一九七三年（昭和四十八年）に一部改正された現行の原子力協定により規律されてきたが、従来から、我が国は使用済核燃料の再処理等に対する米国の同意を円滑に取得することに、他方、米国は「一九七八年核不拡散法」に基づき、他国に供給した核物質等に対し効果的な規制を加えることに、それぞれ多大の関心を有してきた。この協定は、このような両国の事情を背景にして一九八二年（昭和五十七年）以来、交渉を行った結果、現行の原子力協定にかわる新しい協力の枠組みを提供するものとして、一九八七年（昭和六十二年）十一月四日に東京で署名されたものであって、主な内容は次のとおりである。

一、両国は、原子力の平和的利用のために専門家及び情報の交換、核物質等の供給、役務の提供等の方法により協力する。

二、この協定に基づいて移転された核物質等は、両国が合意する施設においてのみ貯蔵され、また、両国が合意する場合には管轄外移転、再処理、形状・内容の変更、濃縮（二〇％以上）することができる。

三、この協定に基づいて移転された核物質等に関し、適切な防護の措置が維持される。

四、この協定の下での協力は、平和的目的に限って行い、また、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置、その研究・開発のためにも、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。

五、この協定に基づいて移転された核物質等は、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の保障措置の適用を受ける。

六、両国は、この協定に基づいて移転された核物質等の貯蔵、管轄外移転、再処理、形状・内容の変更についての合意の要件を、長期性、予見可能性、信頼性のある基礎の上に別個の取極として、核拡散防止の目的及び両国の国家安全保障の利益に合致するよう締結し、誠実に履行する。

七、現行協定は、この協定が効力を生ずる日に終了し、現行協定の下で開始された協力は、この協定の下で継続され、現行協定の適用を受けていた核物質等に関し、この協定を適用する。

八、この協定は、三十年間効力を有し、その後はいずれか一方が六ヵ月前に文書による通告を与えることにより終了させることができる。

なお、この協定に関連して作成された実施取極においては、いわゆる包括同意方式として、この協定に基づいて移転された核物質等の再処理、形状・内容の変更、貯蔵、管轄外移転に関する一定の要件について合意したこと、専用貨物航空機による国際輸送など一定の手続に従う回収プルトニウム（一回の船積みにつき二キログラム以上の量）返還について合意したこと等が規定されている。

委員長報告

ただいま議題となりました日米原子力協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

原子力の分野における我が国と米国との協力は、現在、昭和四十三年に締結されて昭和四十八年に一部改正された現行の原子力協定によって規律されております。この現行

協定の下では、いわゆる米国による個別同意方式がとられておりますが、我が国は従来から、これを改め、使用済核燃料の再処理等に対する米国の同意をより円滑に取得することに多大の関心を有してまいりました。他方、米国は、昭和五十三年の核不拡散法に基づき、米国が供給した核物質等に対して、より効果的な規制を加えることを要求してまいりました。

このような事情の下に、日米間で交渉が行われました結果、現行協定にかわる新しい協力の枠組みとして、この協定が署名されたのであります。

この協定は、原子力の平和的利用のための協力の方法、核物質防護措置及び国際原子力機関による保障措置の適用、平和的目的に限定した協力などについて定めているほか、再処理等の核物質を利用した活動などは、両国の同意によることと規定しております。さらに、このような同意は、いわゆる包括同意方式の下で行われることが、この協定の実施取極において定められております。また、一定の手続に従うことを条件に、回収プルトニウムの国際輸送は、専用貨物航空機により行われることが合意されております。

委員会におきましては、包括同意方式をめぐる問題、プルトニウム輸送容器の安全性と航空機輸送の問題、原子力発電の経済性と今後の見通し等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

昨二十四日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の矢田部委員より反対、自由民主党の宮澤理事より賛成、日本共産党の吉岡委員より反対の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、在外公館に勤務する外務公務員の現地における年少子女の教育費の高額化にかんがみ、その負担の軽減を図るため、子女教育手当について加算される限度額を現在の月額三万六千円から四万五千円に引き上げるもので

ある。

なお、施行期日等に関し衆議院において修正がなされた。

委員長報告

六九ページ参照